

# 鹿児島県工業技術センター技術指導取扱要領

## (目的)

第1条 この要領は、鹿児島県工業技術センター（以下「工技センター」という。）において技術指導を受けようとする者（以下「被指導者」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、もって技術指導（以下「指導」という。）の円滑な運営が行われることを目的とする。

## (申請及び承認)

第2条 被指導者の所属長（以下「申請者」という。）は、別記様式(1)に定める申請書を、希望する指導開始日の7日前までに、工技センター所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請書を受理したときは、それを審査し、妥当であると認めるときは、別記様式(2)に定める承諾の通知を行う。

## (期間)

第3条 指導の実施期間は、1年以内とし、その期間は当該会計年度内とする。

## (服務)

第4条 被指導者は、指導期間中は、工技センターの諸規定を遵守するとともに、常に指導者の指示に従わなければならない。

## (承認の取消)

第5条 所長は、被指導者が前条に違反したとき、又は工技センターの業務の都合により指導を継続することができなくなったときは、指導を中止し、承認を取り消すことができる。

## (変更)

第6条 申請者は、指導期間中に何らかの変更（異動・期間延長・中止等）が生じたときは、別記様式(3)に定める変更申請書を所長に提出し、承認を得なければならない。

2 所長は、前項の変更申請書を受理したときは、それを審査し、妥当であると認めるときは、別記様式(4)に定める承諾の通知を行う。

## (報告等)

第7条 申請者は、指導期間が終了したときは、遅滞なく、別記様式(5)に定める報告書を、所長に提出しなければならない。

2 申請者は、指導の内容または結果を公表するときは、あらかじめ協議するものとする。

## (経費)

第8条 指導に要する資材・消耗品等は、申請者が負担しなければならない。

2 指導に関連して特定の装置・機器を使用する場合には、「鹿児島県工業技術センター手数料及び使用料徴収条例」により、使用料を徴収することができる。

## (事故及び災害等)

第9条 被指導者の指導期間中における事故、災害等については、工技センターは一切その責任を負わない。

2 被指導者がその責めに帰すべき事由により、工技センターの装置・機器を毀損したとき、又は亡失したときは、申請者はその損害を弁償しなければならない。

## (工業所有権)

第10条 指導によって得られた工業所有権の取扱いは、「鹿児島県工業技術センター技術指導関連発明準則」に基づくものとし、所長は、申請者との間で「技術指導関連発明の取扱いに関する確認書」を取り交わすものとする。

## (刊行物への記載)

第11条 申請書中の業種名・項目・内容は、工技センター発行の刊行物（年報）へ記載する。ただし、申請者からの申出があり、所長が特別の事情があると認めた場合にはこの限りではない。

## (補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、指導の実施等に関し必要な事項は、指導に係る双方の長が協議して定める。

## 附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

この要領は、平成14年9月24日から施行する。

この要領は、平成17年4月26日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。